

No. 21

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
大府市	市民協働部 環境課	0562-45-6223	直 通	0562-47-9996
住 所	〒474-8701 大府市中央町5-70		担当者氏名	近藤 祐生
URL	https://www.city.obu.aichi.jp/	E-mail	kankyo@city.obu.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	一般地域	特定地域	人槽区分	一般地域	特定地域
5人槽	180,000	—	11~20人槽	補助無し	—
7人槽	240,000	—	21~30人槽	補助無し	—
10人槽	300,000	—	31~50人槽	補助無し	—
			51人槽以上	補助無し	—

(2) [令和3年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合 計
3	5						8

前年度実績基数 (3基)

(3) [補助対象地域]

・次の地域を除く地域

①下水道整備計画区域。ただし、下水道整備計画区域であっても、水質汚濁防止法第14条の6第1項に規定する生活排水対策重点地域（境川流域）内で、7年以上下水道の整備が見込まれない地域は除く

②農業集落排水計画区域

(4) [特定地域の有無] 有（境川流域）

(5) [補助対象条件]

①現在使用しているみなし浄化槽又はくみ取便槽を廃止する者

②処理対象人員が10人以下の浄化槽を専用住宅に設置する者

(6) [欠格要件]

①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

②専用住宅の新築又は全部を改築する事に伴い浄化槽を設置する者

③住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

④国及び地方公共団体

⑤販売の目的で浄化槽を設置する者

⑥その他市長が適当でないと認める者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

①審査期間を経過した浄化槽設置届出書両面の写し（受付印のあるもの）又は建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認済証の写し

②工事請負契約書の写し

③排水経路図

④設置場所の案内図

⑤浄化槽設置工事見積書の写し

⑥住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

⑦「小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会」修了書又は昭和63年度以降に資格を有した浄化槽設備士免状の写し

⑧既設のみなし浄化槽又はくみ取便槽の写真

⑨その他市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

・提出期限：完了の日から起算して30日以内又は当該年度の末日までのいずれか早い日

①浄化槽法10条の規定に基づく浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検及び清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

②浄化槽法定検査依頼書の写し

③施工の写真

④撤去したみなし浄化槽又はくみ取便槽の写真

⑤その他市長が必要と認めるもの

(9) [その他]

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限7万5千円（工事費の2/3以内）の補助を行っている